



平成28年度 国家公務員における「ゆう活」実施方針 概要

1 趣 旨

- 我が国の長時間労働を打破し、働き方を含めた生活スタイルを変革する国民運動を、政府を挙げて展開
- このため、国家公務員については、率先して取組を進めることとし、実施に当たって、以下の3点を重視
 - ① 職員が、朝型勤務やフレックスタイム制等の活用により退庁時間を早め、一日の時間を有効に使うことで、ワークライフバランスを実現
 - ② 業務の無駄を徹底的に排除し、業務を効率化
 - ③ 職員の士気の向上も通じて、国民への行政サービスの維持・向上を徹底

2 実施時期、対象機関・職員

- 平成28年7月・8月（ワークライフバランス推進強化月間に実施）
※ 各府省等の判断において、6月、9月以降も実施可
- 原則全ての府省等（地方機関等を含む。）が対象
- 対象職員の範囲は、業務の特性や職員・組織の状況も考慮しつつ、各府省等で判断

実施が困難なことが想定される職員（例）

- ① 交替制勤務職員等業務の性質上実施が困難な職員
- ② 育児・介護等本人の事情により実施が困難な職員
- ③ 実施することにより確実に行政サービスの低下につながる職員
- ④ 業務の繁忙期となることがあらかじめ見込まれ、実施することにより7月・8月を通じて確実に労働時間の増加につながる職員

3 実施内容

- 終業時刻を早め、16:00から17:15等とし、実施職員は原則定時退庁を行うこととする
※ 定時退庁が困難な場合でも可能な限り早期退庁
※ 各府省等において、職員の希望や負担を考慮した上で、期間中一定の日数において実施
- 期間中は、霞が関等において、原則として20時以前の庁舎の消灯を励行
また、期間中は、政府全体で、原則16時以降に会議時間を設定しない等の取組を徹底
- 「ゆう活」の前提として、業務削減、業務効率化等働き方改革が不可欠であることを周知徹底し、具体的な取組を推進し、超過勤務縮減を進める